

福祉 1 - 1

不利益処分の内容	一時償還の請求		
根拠法令及び条項	鳥取市災害弔慰金の支給等に関する条例第 15 条第 3 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>条例第 15 条に規定する一時償還の請求は、災害援護資金の貸付けを偽りその他不正な手段により受けたことが判明し、その事実が確認されたときに行う。</p>			

福祉 1 - 2

不利益処分の内容	違約金の徴収		
根拠法令及び条項	鳥取市災害弔慰金の支給等に関する条例第 15 条第 3 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>条例第 15 条に規定する違約金の徴収は、災害弔慰金等に関する法律施行令第 10 条の規定に従って行うが、同条ただし書の適用については、同令第 11 条に規定する償還金の支払猶予の適用がある場合とする。</p>			